

いわき市水道事業経営審議会 傍聴にあたってのお願い

1 傍聴する場合の手続き

- (1) 審議会を傍聴しようとする方は、指定の方法により、事務局が指定する日時までに申し込みを行ってください。
- (2) 傍聴席に限りがありますので、希望者が多数の場合、先着順で受付を終了することがあります。
- (3) 取扱いに慎重を期する案件の場合、議事冒頭において審議会の公開・非公開を審議します。非公開の決定を受けた場合は傍聴することができませんので、会場までお越しの場合であってもご退室いただくこととなります。あらかじめご了承ください。

2 傍聴に当たって守るべき事項

- (1) 審議会開催中は、静粛に傍聴すること。
- (2) のぼり、旗、プラカード、鉢巻き、たすき、ゼッケンその他示威のために利用すると認められるものを携帯または着用しないこと。
- (3) 審議会における発言に対して批評を加え、又は拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (4) 談話をし、又は騒ぎたてるなど審議会の妨害となるような行為をしないこと。
- (5) 携帯電話、スマートフォンを含む電子機器の類を携帯しているものは、音がならないように設定する、又は電源を切ること。
- (6) 会場において、飲食又は喫煙をしないこと。
- (7) 会場において、録画、録音、配信等を行わないこと。
- (8) 写真の撮影を希望する方は、次の事項を守ること。
 - ① 会議が始まる前までに、必ず事務局に撮影の許可を受けること。
 - ② 撮影可能な時間は会議の冒頭までとし、事務局の指示以降は撮影しないこと。
 - ③ 他の傍聴者が写らないように撮影すること。
- (9) 配布資料は、水道局がホームページに公開するまでは公開、流用等行わないこと。
- (10) その他審議会議事運営に支障となる行為をしないこと。

3 審議会の秩序維持

- (1) 上記2のほか、傍聴者は事務局の指示に従ってください。ご不明な点は事務局にお聞きください。
- (2) 傍聴者が以上のことを守られない場合は、退場していただくことがあります。
- (3) 審議会中、会場の秩序維持ができなくなった場合、又は緊急的に公開できない事項を取り扱う必要が生じた場合は、審議会を途中で非公開とする場合があります。